

宮沢賢治の「税務署長の冒険」における創作地名

——イメージのなかの景観と関わって——

米 地 文 夫*

(1996年10月15日受理)

はじめに

創作地名と現実の地名、地域、および地域イメージなどとはどのような関係にあるのであろうか。文学作品の中の創作地名とこれらとの関係については多様なアプローチが考えられるが、本稿では、宮沢賢治の短編「税務署長の冒険」¹⁾を取り上げ、その創作地名の地理的位置や範囲とそのモデルとなった地名との関係、それと関連して同じく人名とモデルとの関係の問題などを検討し、賢治のイメージのなかの景観との関わりを考える。

宮沢賢治は特に創作地名を多用した作家である。一般には、創作地名は現実に存在する地名を、似たものに置き換えるものが多く、例えば田宮虎彦が鉛温泉を銀(しろがね)に置き換えて小説「銀心中」を書いたような類いがほとんどである。賢治にも盛岡を檜岡とした(童話「革トランク」)ような同種のものもあるが、多くの創作地名は、より個性的な命名であるとともに、実在の土地とは異なる特別な意味を持たせる場合が多い。私は先に賢治の創作地名イーハトヴを取り上げて論じた(米地1996)が、今回はそのイーハトヴなど複数の創作地名および人名が用いられている作品の一つ「税務署長の冒険」を分析し、創作地名の多様な性格を明らかにしたい。

賢治のこの作品は、一般には童話とされているが、内容は密造酒の取締まりに関わるもので、大人向けのユーモラスな短編であり、小寺政太郎(1984)は小説と呼んでいる。この作品については、小寺のほか、金子民雄(1979, 1993)、栗原敦(1985)らが論じているが、賢治の作品の中では取り上げられることが少なく、小寺も「こんなにおもしろく、よくできた作品が、あまり問題にされていない(らしい)こと」を不思議に感じると記している。それは、内容が推理小説仕立てのユーモアとなりがなしペースもこめられた異色の風刺的な作品で、いわゆる賢治ファンや賢治研究者の好みからは遠いためかも知れない。

そのあらすじは、濁酒密造の盛んなはずの「ユグチュユモト」の村に講演に行ったハーナムキヤの税務署長が、農家が個々に行う濁酒密造が不法であることはもちろん、不衛生でもあり不経済でもあると述べ、濁酒密造の実態は既に把握していると脅し、罰せられるよりも税務署の支援のもと法的に認められた清酒工場を作るよう説く。しかし聴衆はその話に興味が薄く、拍手や笑いで答えるのに署長は不審を抱いた。

* 岩手大学教育学部

そこで署長は部下を派遣し、探ったのち、税務署長が村に、変装して潜入する。彼は、村ぐるみで密造工場を作って清酒を醸造していることを見つけるが、村の男たちに殴り倒され、昏睡して捕まる。しかし数日後、税務署員や警察官が駆けつけ、税務署長は救出され、村の関係者が逮捕されるというストーリーである。

この物語の面白さの一つは、意外性に富む筋立てである。その意表をつく主な点は、① 税務署長自身が摘発に乗り出すこと、② 村ぐるみで密造酒を作っていたこと、③ その密造酒が濁酒ではなく清酒であること（この③は見落とされがちで、金子1993もドブクロ密造の話と誤解している。）、④ 税務署長は村民側に捕まるが、一転救出され、村民が逮捕されること、の4つである。

この作品を本格的に取り上げた小寺（1984）は、この作品の「荒唐無稽」と「諧謔味を帯びた虚構性」に注目した。しかしながら、それが何に由来するかは明らかにしていない。また栗原（1985）は大正3年、9年、10年、14年などの『岩手日報』や『岩手毎日新聞』から、この地方の濁密の実態を把握しようとし、「荒唐無稽」に近い様々な濁酒密造の事例を見いだしたが、この「税務署長の冒険」の話に直接結び付くものは見つけていない。この小論は、その「荒唐無稽」と「諧謔味を帯びた虚構性」の由来する所以を、架空の地名、人名などを手掛かりに探り、またこれまでは見つけられていなかった直接「税務署長の冒険」の内容に結び付いた事件があったことを、当時の新聞記事から明らかにし、賢治が何をいいたかったのかを探らうとするものである。

I 賢治が用いた地名・人名とそのモデル

1 創作地名・人名のモデル問題—「ユグチュユモト」と「シラトリ属」—

「税務署長の冒険」の主な舞台は「ユグチュユモト」の村である。この創作村名が現花巻市域の湯口・湯本両地区、すなわち当時の稗貫郡の湯口村と湯本村で、ともに花巻町の北西に隣り合って位置していた二つの村名の合成によるものであろうことは、容易に想像でき、金子民雄（1979）も原編（1989）『宮澤賢治語彙辞典』もその見解をとっているし、入沢康夫も豊沢川の上流に関係のある作品と座談会（入沢ら1977）で述べている。ハーナムキヤの税務署のモデルが花巻のそれであることは間違いなく、この作品の中で、そのハーナムキヤにユグチュユモトから自転車で帰るとか、ユグチュユモトの山からハーナムキヤの町の煙突が見えるというのは、花巻郊外の湯口・湯本両村がモデルであることが確かなことのように思わせる。

しかしながら、二つの土地のフルネームを合成して一つの地名を造る例は他の賢治作品にはほとんどない。意外性の②として挙げたように、村ぐるみで密造酒を造る話なので、モデルが特定されては物議をかもすであろう。そうならないように二つの村名を用いたとも考えられるが、二つ使っても読者から両村のいずれかが主たるモデルと思われるので、曖昧にした効果はさほど期待できないはずである²⁾。それでも湯口と湯本の両村をモデルとしたのであろうか。

その疑問は意外な形で解けたのである。この話の素材となった出来事の起こった村が他にあった、すなわち「ユグチュユモト」には、もう一つ別なモデルがあった、のである。その真のモデルだった村は稗貫郡の隣の和賀郡湯田村（現湯田町）で、花巻からはやや遠いが、やはり花巻税務署の管内に属する。この村は奥羽山脈の山間の村で当時、濁酒密造が盛んに行われており、地名にも湯本があり、温泉地である。つまり、賢治は和賀郡湯田村すなわち「ユグユ

モト」を第一の素材とし、そこで起こった事件からヒントを得て、これを「ユグチュユモト」つまり稗貫郡湯口・湯本両村に舞台を置き換えて「税務署長の冒険」を書いたのである。つまり、当時の地元の人々にとっては、「ユグチュユモト」となっている「ユダユモト」のことと推測できるような命名なのであった。

その素材ないしヒントとなった出来事は大正12年6月1日に和賀郡湯田村で起こった、密造者検挙に当たった花巻税務署白鳥永吉税務属の負傷事件である。この白鳥永吉属が作中の「シラトリキキチ属」のモデルであることは間違いない。作品の中では「シラトリ属」とカタカナで書かれているが、一か所、署長の歓迎会から抜け出す箇所では「白鳥属」になっている。永吉のキチを残してキキチとするとともに、作中に出てくる他の人名も、これに合わせて、コキチ、サキチなどとしている³⁾。

この事件は大正12年6月6日の『岩手日報』および『岩手毎日新聞』に詳細に報じられている。前者の見出しには「濁密を発見された税務属を半殺しにす/日本一の濁密部落湯田村にて捜査の非常呼集を行ひ逮捕す」とあり、後者には「酒類密造の犯人税務署員を傷く/湯田村の密造者検挙に向つた白鳥税務属の奇禍」とある。

事件の概要は両紙によれば次のようなものである。大正12年6月1日、花巻税務署は8人の税務属を和賀郡湯田村および沢内村の隣接する二つの村へ密造取締りに派遣した。税務属たちは2隊に分かれ、1隊は盛岡、雫石を経て、山伏峠を越えて北から沢内村に入り、1隊は黒沢尻（現北上）から平和街道経由で東から湯田村に入った。山間地の湯田村はちょうど田植えの終わったあとの慰労の宴会「早苗振（サナブリ）」最盛期でもある。酒を飲む確率の極めて高い日を税務署は選んで取り締まりを行ったのであった⁴⁾。

北から入った隊の一人、白鳥税務属は、午後7時ごろ湯田のある家で密造の証拠を見つけ、押収したが、その帰りに後ろから？襲撃され、顔に全治三週間の傷を負い、一時昏睡し帽子や帯剣その他証拠物件などを奪われた。意識を取り戻した白鳥税務属は、同僚に救われ、湯田村川尻の宿舎に帰り、同夜治療を受け、花巻警察署川尻分署に届け出た。翌2日未明に川尻分署の捜査が犯人として、前記農家の夫婦を逮捕、3日には花巻区裁判所検事代理として花巻警察署長が花巻税務署長らとともに現地へ向かった。襲撃された白鳥税務属は4日に花巻に戻った。事件の細部については両紙の記事に多少の異同があり、後の裁判についての記事をみても、不明な点も多い。

白鳥属は殴られて昏睡したというが、「税務署長の冒険」で署長が「ガアンと頭が鳴った」あと倒れ、それからしばらくして「気が遠くなって」しまったとあることと符合している。この事件にヒントを得て、賢治が「税務署長の冒険」を書いたのであることは、シラトリキキチ属が作中で税務署長に次ぐ重要な役割を果たしていることからわかる。また、最後に解放された署長が「今日は何日だ」とシラトリ属に聞き、「五日です」という答えに、「あゝもうあの日から四日たつてゐるなあ。……」と応じている。とすればその月の1日に署長は昏倒したのであり、どの月かは別として同じく1日に起こった白鳥属の事件を下敷きにしたことの傍証になろう。作品が書かれたのが少なくとも大正12年6月以降のこの事件以降であることは、これらのことから明らかである。

このころ、湯田村の含まれる和賀郡が密造が多く、そのため密造取締りが激しかった。同年11月21日付けの『岩手日報』の記事によると、同年1月以降10月までの岩手県内の各郡の違反者数が示されているが、挙げられている郡の中で、和賀郡の違反者92人が最も多く、以下

胆沢郡 72, 江刺郡 16, 東磐井郡 15 と続いている。この和賀郡の中でも、湯田と沢内の両村は豪雪地で、かつ最も濁酒密造の多い土地として知られていた。この両村は秋田県に接し奥羽山脈の中の谷盆地を占め、昔から沢内郷としてまとまりよく、秋田県との交流も多く、濁酒密造も秋田県なみに盛んであった。和賀郡の中で両村の密造が特に多いことは『湯田町史』(1979)の年表の大正 10 年の項に、和賀郡の濁酒密造検挙数 239 件のうち沢内村は 76 件、湯田村が 100 件とあり、いかに多かったかがわかる。

なお、この白鳥税務属の事件は、公務執行妨害ならびに傷害事件として、大正 12 年 8 月 11 日、農家の夫婦を被告とし花巻区裁判所で公判が開かれた。被告らは無罪を主張したが即決で夫は懲役一年六カ月の実刑、妻は同六カ月(執行猶予三年)の判決を、それぞれ受けた。これに対して、弁護士は事実無根で職権乱用であるとし、控訴するだろうと述べた旨が、同年 8 月 12 日の『岩手日報』の記事にみえる。その後の経過を『岩手日報』の記事により辿ってみると、8 月 20 日盛岡地方裁判所に控訴(8 月 21 日付け記事)、弁護士は無罪を主張して 11 月 26 日結審(11 月 27 日記事)、11 月 30 日控訴棄却の判決(12 月 1 日記事)となった。いずれにせよ、かなり曖昧な部分の残る事件であつたらしい。

怪我をした白鳥税務属のように、実際に取り締まりの第一線に立ち、密造者たちの憎悪的となり、その必死の抵抗に身をさらすのは、ヒラの下級官吏である。賢治はそのことへの皮肉もこめて、①として挙げた税務署長自身の潜入という物語を書いたのであろう。

それにしてもユグチュユモトは巧妙な造語である。賢治にしてみれば、してやったりというところであろう。実際にある地名をもじったように見せかけて、他の地名に掛けている、という類いの二重性は、実は賢治作品には時折みられる仕掛けであり、彼が愛読したキャロルの作品にあい通ずるものである。

2 商品名に使われた創作地名「イーハトヴの友」

先に意外性のある諸点の③としたように、清酒密造という例外的な話を賢治は考えた。

作品の中に、税務署長が密造の多い村で講演をする場面があり、濁酒やそれを造る人々への悪口をいうが、村人に笑われてしまう。さらに「どうせやるならなぜもう少し大仕掛けに設備を整えて共同ででもやらないか」といい、「……立派な化学の試験器械を使って清潔に上等の酒をつくらないか。もっともその時は税金は出して貰ひたい。さう云ふふうにやるならばわれわれは実に歓迎する。……」などと述べたら、みんなはますます笑ったり手を叩いたりしたのである。

税務署長は知らなかったが、そのころ、実は村では既に密造会社をつくり工場で清酒の生産をし、村民に一般の清酒よりも安価に売っていた、というストーリーなのである。もちろん、実際には湯田村に清酒密造会社はなく、白鳥税務属が怪我をしたのも普通の濁酒密造農家内?であつたらしいが、この事件から一カ月半あとの大正 12 年 7 月 19 日付けの『岩手日報』には、東北各県視察中の仙台税務監査官鈴木氏の盛岡における談話として、全国で濁酒密造が多い県は第一に秋田、次いで岩手であると述べ、密造が少なくなりつつある例として次のように述べている。

目下和賀郡湯田村は縣内でも有名な密造者の多い所であつたが今度新に酒造家が二人も出来割合に安價に酒を賣却してゐるためめつきり密造者が少くなつたそうである。此ういふ風な人が何

人でも出て呉れど（ばの誤りか一引用者）ほんとうに喜ばしい事である。

賢治はこの記事を読んでいたか、この事情をすでに知っていたかのいずれかだったのであろう。事件から僅か一カ月半で酒造家が2人もでき、製品を売るなどということはありえない。少なくとも前年には発足して冬季に仕込まなければならないからである。とすれば、白鳥税務属の事件の起った摘発は、いわば、この新酒造家たちへの応援のために密造者検挙を意図したものととも考えられる。

この「税務署長の冒険」は、一見、禁酒法下の米国の密造取締りの話と似ているようにみえる。禁酒法は1920年から1933年まで存在した。この米国の禁酒法は岩手県にも影響を与えた。大正13年1月11日の『岩手日報』には、岩手県社会課が岩手禁酒会計画を呼びかけたとあり、その趣旨を発起人は「我々は一日も早く米國のごとく禁酒法の発布を」願っていると述べたと記している。また、2月21日には「岩手禁酒同盟創立總會」が開かれたと翌日の『岩手日報』は報じている。

禁酒法下の米国の密造者やそれを操るものたち、特にカポネなどのギャング組織とそれを取り締まるFBIとの華々しい対決は、賢治のこの作品にも影響を与えているであろう。村人たちが変装した税務署長を追い詰めるときに、「おい、気を付けろ、ピストルぐらゐ持つてるぞ」というが、当時、税務署員はもちろんのこと、警官もピストルは持っていなかった。税務署長の方も「ズドンと一発やりたいな」と思ったという話であるが、彼らは帯剣は持つがピストルは持ったことがないはずである。ということは、村人も署長もアメリカの密造摘発の銃撃戦を連想しているのである。米国の禁酒法の期間は、ちょうど賢治が盛岡高等農林での学習を終わった大正9年から没年の昭和8年までの間に当たり、もちろん「税務署長の冒険」はまさにこの時期に書かれている。このことにはすでに金子（1993）が着目し、「賢治はアメリカを襲った、この狂乱の時代をヒントに東北を舞台にして、作品に描いてみようとしたのかもしれない」と書いている。

けれども、実際には賢治は湯田村に起こった事件を直接のヒントにしたのであり、取締りを行う側と密造者たちの目的は、それぞれ米国のそれとは全く違うのである。米国の禁酒法は酒を造るのも売るのも禁じて、酒無し社会を造ろうというものであった。酒は闇の世界のものであったのである。これに対して日本は、むしろ国民に酒を飲ませ、税金を取ろうというのが国の方針であった。米国の密造者たちは主に自分たちが巨富を得るために酒を造ったが、日本のそれは自分たちが飲むために密造を行っていたのである。

この類似点と相違点とは、栗原（1985）が紹介した大正14年2月28日の『岩手日報』記事にも、うかがうことができる。この記事は花巻税務署管内の稗貫・和賀両郡を恐らくは全国一の密造地といい、まるで当時のシカゴのように、「署員の決死隊を組織し」て大規模な密造者を検挙した、とあるが、「一方に於ては酒類供給の便を図るなど非常な努力をした」という。つまり税金の取れる酒の供給の便を図るというのは、合法的な醸造業をこの土地に興すということなのである。先に筆者が挙げた大正12年7月19日の『岩手日報』に「新に酒造家が二人も出来」たことを税務当局が歓迎し、奨励しているとあることと符合する。大正14年2月28日の『岩手日報』には、花巻税務署管内では大正12年に、123件もの検挙件数があったのが、同13年には79件と減ったのは、そのような努力のためであるといいながら、その大正13年でも、和賀郡湯田沢内地方は56件の多きを算したとしている。沢内湯田両村が全国一の密造地帯として

健在？であったとも読めるし、また公認の酒造業者の援護射撃の摘発を集中的に行ったともみられる。

いずれにせよ、取締まるものと取締まれるもの、税務署と村社会との間の複雑な関係が背景にあるらしい。そのような関係を、裏返しにしてみせたのが「税務署長の冒険」なのである。

普通は濁酒を密造するのに、「ユグチュユモト」の場合には清酒を造ったので、大胆にも税務署長を接待する席にも、その酒を出したりしたのである。税務署長は、うすうす清酒の大量密造に気付き、部下を探索にやり、その証拠を掴もうとする。そのとき、村の酒屋の酒の売れ行きを調べたり、村人の飲む清酒の味を探ったりするが、公に売られている清酒の銘柄の名としては「イーハトヴの友」と「北の輝」との二つの清酒が登場する。もちろん架空の酒の銘柄である。(なお、その架空の酒の名のうち、後者は現在、「賢治 まぼろしの酒」と称して、ある酒の名に用いられている⁵⁾)

花巻の含まれていた稗貫郡は岩手県第一の清酒の生産地であった。とりわけ、石鳥谷町(当時は稗貫郡好地村石鳥谷)には多くの醸造元があった。金子民雄(1979)は石鳥谷町に「輝」のつく名の造り酒屋があることを指摘している。しかし「照」がつくものはあるが、「輝」の字のつく醸造元は見当たらない。

この当時、この町の両横綱ともいうべき醸造元は照源醸造店(照井源之丞)と横沢酒造店とであったので、金子は「輝」を「てる」と読み、照源醸造店をもじったものと考えたらしい。私も石鳥谷との関連を検討してみた。その結果、この「イーハトヴの友」と「北の輝」とを名付ける際に、両醸造元の代表的な清酒の銘柄をもじって命名しようとした可能性が高いことがわかった。

「イーハトヴの友」という名に対応するものは、横沢酒造店の主力商品である「稲の友」である。この当時の岩手県には「〇〇の友」という銘柄が多く、ほかに「陸奥の友」「雪の友」「堀の友」「四季の友」などがあった⁶⁾。

一方、照源醸造店の代表銘柄は「寶峰」と「國華」で、特に前者が知名度が高く、現在では会社名まで「宝峰」としているほどである。「北の輝」の部分は、新校本全集の校異編によると、賢治は始め「ポポカ」と書き、ついで「さぼてん」とし、「富士」と書き換えたのち「北の輝」に落ち着いた。最初の「ポポカ」はメキシコの火山ポポカテペトルの名をこの「寶峰」(たからみね)の音読みをもじって用いようとしたらしい。つぎに「さぼてん」としたのは、ポポカテペトルからの連想である。しかし、「さぼてん」では酒の名にはならないと考えたのか、「寶峰」からの連想か「富士」と書きかけて、一転して「北の輝」としたのである。「北の」というのは石鳥谷町が花巻の北に位置するためかもしれない。けれども、賢治のいわゆる北方志向がこの名を選ばせたと考えたい⁷⁾。

ポポカテペトルの名を賢治はなぜ使おうとしたのか。それはこの火山が1921(大正10)年に噴火しているので、賢治がその印象的な名前を記憶していたからであろう。

賢治は「イーハトヴ」に類する語を何種類も用いているが、最も初期の例(童話「氷河鼠の毛皮」大正12年)はこの「イーハトヴ(ブ)」であり(米地1995)、一般に解されている理想郷という意味合いとは異なり、より俗っぽい場面にも「イーハトヴ(ブ)」を用いていた。「氷河鼠の毛皮」の威張りくさった紳士風の「イーハトヴのタイチ」や、この「税務署長の冒険」の清酒「イーハトヴの友」や「イーハトヴ密造会社」がそれに当たる。いずれにもせよ、清酒の銘柄のような架空の商品名に架空の地名を入れた点⁸⁾が興味深い。

なお、作中の謎の清酒が「イーハトヴの友」でも「北の輝」でもないなら、どの県から入っているかを調べるように署長が署員を派遣した、と述べる箇所がある。実際のモデルである湯田村には、当時は隣接する秋田県からの酒が多く入っていた。『湯田町史』(1979)によれば、大正8年に湯田町の下前信用購買組合が扱っていた清酒の主なもの、秋田県の神宮寺町の「福の友」と同じく増田町の「日の丸」であった。大正時代、県の中央に近い湯口村や湯本村の場合は県外から大量の酒が入る可能性は少ないが、湯田村の場合は逆に隣県秋田の酒が主になる。賢治はまず湯口村・湯本村を意識して「イーハトヴの友」と「北の輝」を考え、ついで湯田村を意識して他県の可能性に触れたのである。

3 多様な賢治造語—「樺花」・「ニタナイ」・「トケイ」・「デンドウイ」—

作品の終わりに近い部分で、密造会社の男たちは捕まえた税務署長を「……樺花の炭釜に入れちまえ」という。白樺や樺桜で釜を作るはずはないから、この「樺花」は地名である。この作品の他の地名は皆カタカナであるが、この「樺花」のみが漢字であるのは、この漢字に意味があるからであろう。もちろん「樺花」は架空の地名であるが、湯田村の北西の山間部、つまり最も人目につきにくい所に「栲沢」という集落があり、炭焼き⁹⁾の村であった。この「栲沢」の、カバの字を変え、「栲」の字を分解して「花」を使った造語らしい。したがって、この地名は賢治はモデルが湯田村であることを示すものとして隠した鍵と考えられるのである。一方で「ニタナイ」という地名のような花巻近郊の似内からとった地名ということがすぐ分かるものも使いながら、この「樺花」で、巧妙にモデルの二重性を暗示しているのである。

「トケウ」と「トケイ」は東京にあてられるものとして使われている。税務署長が変装して密造工場に向かう時に持って行く古名刺の肩書が「トケウ乾物商」である。トウキョウのもじりとでもいうのか、トキョウでもトケフでもなく、のちの「ポラーノの広場」のトキーオでもない。「ポラーノの広場」ではトキーオをはじめモリーオ、センダード、サーモ、シオーモと、長音を入れ、最後がOで終わるという形にして、外国風、特にエスペラント風に地名を造語している。またイーハトヴも同様である。これに対して「税務署長の冒険」では、まだイーハトヴであり、「ポラーノの広場」のような徹底した欧風化はなされていない。したがって、「トケウ」は旧仮名遣いのトウキヤウとも違い、なんとなくユーモラスである。その「トケウ」と書いた名刺を持ちながら税務署長は自らは「トケイから参りました」とか「おいらトケイの乾物商だよ」というのだから面白い。東京は明治のはじめは、むしろトーケイ（あるいはトウケイ）と読まれることが多かった¹⁰⁾ので、それを使っているのだが、税務署長がうっかり名刺と違う読み方をしたというのか、賢治がうっかり書き違えたのかはわからない。しかし、「わたしあ東京の乾物屋なんだが……」とも言わせているのは、やはり賢治の錯覚のようでもあるが、署長の演技のほころびと考えた方が面白い。

「デンドウイ属」はシラトリキキチ属とともに登場する人名である。『宮沢賢治語彙辞典』は田頭（でんどう）村からの発想かという小澤俊郎の説を紹介している。筆者はおそらく地名からではなく、実際に田頭（でんどう）という姓が岩手県の北部（例えば現一戸町など）にあることから用いたと考えている。当時、花巻税務署にいた職員のうち幹部全員と属2名の姓名は判明しているが、その中に田頭姓はなく、多分、他の氏名不詳の属6人の中にも田頭姓の人はいなかったであろう。なぜなら、よくやったと褒められるシラトリ属とは異なり、デンドウイ属は成果を挙げ得なかったという話になっているからである。この田頭にイをつけたのはなぜ

であろう。「ペンネンネンネンネン・ネネムの伝記」に「プルウキインイイの現象」という語があり、Purkinje プルキンエ現象のことである。詩「風景観察官」にも「プルウキインの現象」とあり、賢治はしばしば語順を変えたり、イを末尾につけたりするのである¹¹⁾。

II 賢治の創作地名にこめられた意図とその背景

1 創作地名にこめられた意図—「ハーナムキヤ」対「ユグチュユモト」—

「ハーナムキヤ」の税務署長と「ユグチュユモト」の村民とは、密造工場をめぐる、虚々実々の駆け引きを行う。この作品で、賢治はどちらの立場に立っているのか、感情移入しているのかが、しばしば問題になる。金子(1979)は賢治が飲酒に批判的であったとして、税務署側であろうといい、堀尾(1979)や天沢(1985)は農民側であると考えた。

私は、賢治はどちら側にも与しなかったのではないかと考える。しかし、強いていえば、後者であろう。それは、税務署側への痛烈な皮肉や批判がこめられているからである。そのことは、この地名や人名などの使い方からもわかる。すなわち、「ハーナムキヤの町」という地名が花巻に由来することは明白である。賢治は花巻をモデルとしたことを隠していない。したがって税務署が花巻税務署を指すばかりか、シラトリ属という表記で実際に同税務署の白鳥属を登場させている。このことから賢治が花巻税務署を風刺した作品を意図したことがわかる。花巻税務署は当時、岩手県内で最も濁密摘発で名をあげていた税務署である。その実態をリアルに描くのではなく、小寺(1984)のいう「荒唐無稽」な「虚構性」をもって描いたのである。

花巻のもじりとみられる賢治の地名造語には、「ハーナムキヤ」のほかに「ハームキヤ」がある。「ハーナムキヤ」の方が花巻の音に近いので、先に用いられ、「ハームキヤ」はその変形であろうと考えたくなるが、実際はその逆であるらしい。大正12年後半に清書された童話「四又の百合」や私の調査から大正12年7月以降(おそらくはそれほど時間をおかずに)執筆であることが明らかになった短編「毒蛾」(米地1996b)に「ハームキヤ」が用いられているのに対して、より実名に近い地名造語で示した「ハーナムキヤ」を用いた「税務署長の冒険」はこれらの後の時期、すなわち後に述べるように大正13年3~4月以降に書かれたものであるらしい。これに類するものとしては、短編「毒蛾」にある盛岡をもじった「マリオ」が、その後に「毒蛾」の一部を取り込んで書かれた「ポラーノの広場」では「モリーオ」という、より現実の地名に近くなった例がある。

意外性の④として挙げたように、署長は村民側の巧妙な隠蔽に振り回され、一時は捕らえられた税務署長の行動が、この作品の主な部分を占めるが、最後にドンデン返して、逆に村の首謀者を逮捕する。この「税務署長の冒険」の結末には、いろいろな解釈が成り立つ。しかし、畑山(1990)の、署長が逆転大勝する結末を「賢治は、ここでもまた俗世の大衆たちとの接点を設営したのだろうか」とする見方は俗に過ぎる。

税務署側はモデルが特定できる形になっているのに対し、村ないし農民側はそれができにくい、もしくはできない形になっている。村名は巧妙に隠し、村側の人物に固有名詞が用いられているのはサキチという名が呼ばれる場面があるのみである。村長は登場せず、名誉村長という奇妙な肩書の人物が現れる。もし村名が推定できたとしても、特定の個人がモデルとされるような例は小学校長一人で、「われらの樽コ先生」と作者の親近感のこもった書き方になっている。

一見単純な「諧謔味を帯びた虚構性」とみえたものは、実は、賢治の見聞きした事柄の皮肉な裏返しなのである。物語では税務署長の完全な逆転勝利に終わるが、現実にはしたたかな農民側の判定勝ちというべき状況が続く。素材となった白鳥属の事件の起こった時の一斉捜索についても、密造摘発自体はそれほどの成果は挙げ得なかったようである。

賢治からみればあまり好ましいものではないにしても、農民にとっては密かで安価な愉悦である密造濁酒の飲用と、それを取り締まろうとする税務署の、それはそれで必死な仕事ぶりとを、賢治は皮肉に描き、お役所的な体制内の仕組みや、農民側を分断して清酒を公的に造らせ収税しようとする試みなどに対する、痛烈な風刺をもこめたものがこの作品なのであった。

賢治自身の気持ちは文中にさりげなく示されている。税務署長が密造工場に入り酒樽の群れや麴室を見つけ、さらに「ピューレットも純粋培養の乳酸菌もピベットも何から何まで実に整然とそろって」いたのを見て愕然とするのは、ちょうど短編「毒蛾」のコワック大学校を尋ねて感服する文部局巡回視学官とよく似ている。賢治はその密造会社に、「イーハトヴ密造会社」という名をつけている。これらは、賢治が密造会社側に共感をもっていることを暗に示している。米地(1996b)は短編「毒蛾」は主人公の文部局巡回視学官の側ではなく、視察されるコワック大学校の教授たちの側に作者賢治は感情移入していることを明らかにしたが、この「税務署長の冒険」においても、捜索する主人公の税務署長の側よりも、摘発される村の人達に感情移入しているのである。

そして逮捕されたこの会社の社長すなわち名誉村長（この名誉村長という肩書とその人物は作の後半に唐突に出てくる）が、税務署長と並んで歩きながら交わす次の会話で話は終わる。

署長はそれを見あげた。春らしいしめった白い雲が丘の山からぼおっと出てくるもじのにほひが風にふうっと漂って来た。

「あゝいゝ匂だな」署長が云った。

「いゝ匂ですな」名誉村長が云った。¹²⁾

この結末は、それまで主役に見えていた税務署長が実は敵役あるいはワキで、名誉村長こそが主役の大名題あるいはシテにみえてくるのである。名誉村長という妙な肩書をもつ「イーハトヴ密造会社」社長とは、ひょっとすると実業界で活躍する夢ももっていた賢治自身が就任したつもりになって作ったポストであったのかも知れない。

なお、この最後の部分の「ちょっとの間に木の芽が大きくなった」というせりふなどから、季節はこの地方の3~4月あたりと推定できる。クロモジについて「賢治作品では早春しか匂ってこない」と指摘した匿名(P, 1988)の指摘の通りである。このことから執筆時期を推し量ると、大正12年6月以降のことであるから、早くとも大正13年3月ごろである。ちょうど雑誌『反情』に水原徹(1924)の「税務官吏の失敗」(注1参照)が掲載された頃である。

この季節描写は、前の方でデンドウイ属が白服つまり夏服で登場していたことや、シイタケが豊作だろうという乾物屋を装った署長のせりふとは合わない。おそらく大正12年夏ないし初秋に書いたものに、翌年春、結末を書き足したものと考えられるのである。

この作品は原稿の用紙と使用筆記具から、ほぼ二章までと三章以下とに分けられ、文体からは三章までと四章以下とに分けられる¹³⁾。さらに、この季節描写からは恐らく四章までと最後の五章末尾との間に相違がある。つまり、少なくとも4回の書き足しが行われていた。賢治がも

し生前にこれを発表する折りがあったならば、もっと手を加え、矛盾や不統一はなくすようにしたと思われる。

続橋(1980, 1986)はこの作品を大正12年ころの下書きかと推定している。執筆を始めた時期としては、大正12年6月以降とする私の考えと合致するが、作品全体が書き上げられたのは、前述のような理由から私は大正13年3月以降と考えている。

賢治が村人側に感情移入しているとのみ言い切ることもできないようではある。なぜなら賢治自身も署長と一緒に冒険を楽しんでいる面がみられるからである。賢治は行動する人に共感と憧憬を抱いていた(米地1992)のである。他方、この社会が取り締まるものと取り締まられるもの、国ないし中央の論理と村ないし地域の論理、それぞれに矛盾や苦悩を抱えながらの対立と共存があることを語りたかったという側面もある。ユーモア冒険物語であるとともに、ほろ苦い社会諷刺の小説でもある。

大正13年4月ごろ、賢治は花巻温泉¹⁴⁾の花壇設計をしている。つまり稗貫郡湯本村で仕事をし、和賀郡湯田村湯本温泉付近の出来事を、自分の仕事場付近のことに置き換えてユグチュユモト村として創作したのである。

賢治がこのように、ある実際の出来事を、その起こった場所から他の場所に移すことがあるのは、マリオで起こった毒蛾発生事件(短編『毒蛾』)が、『ポラーノの広場』ではセンダードの出来事としたことからわかる。

この「税務署長の冒険」の発想を、のちに一部用いて、賢治は童話「ポラーノの広場」の初期形を書いていると考えられる。「税務署長の冒険」で署長が密造会社を「その会社は木材の会社でもなけあ酢酸の会社でもない」と推定するが、「ポラーノの広場」では山猫博士の木材乾留工場について「あの工場からアセトンだといって樽詰めにして出したのはみんな立派な混成酒でさあ」と男にいわせている。つまりは同じ発想である。他にもともにアセチレン燈がでてきたり共通点がある。「ポラーノの広場」で「わたくし」が皆に呼びかける演説調の話の中に「諸君酒を呑まないことで酒を呑むものより一割余計の力を得る」といいつつも、酒を飲むほかの人達については「あの人たちはあゝいふ風に酒を呑まなければ淋しくて寒くて生きてゐられないやうなときに生まれたのだ」といい、酒を飲むなと強いてはいけないという。酒へのストイックな姿勢と、酒を飲む人達への同情ないし憐憫が、共存しており、これは「税務署長の冒険」の結末の部分の記述に、密造会社の壊滅という結果と村民への側隠の情とが共存しているのと符合する。

「ハーナムキャ」の税務署長と「ユグチュユモト」の村民との対置を、このように読むと、「ハーナムキャ」というモデルの明白な創作地名と、一見モデルが明白に見えながら実はその本体を伏せた「ユグチュユモト」との関係の中に、賢治が村民側に感情移入し、税務署への諷刺をこめようという隠された意図が浮かび上がってくるのである。

2 濁酒密造問題の背景—「ユグチュユモト」の風土—

濁酒密造は法的には悪であるにもかかわらず、なぜこの地域では密造があとを絶たなかったのかについて考えてみよう。かつては酒は自由に造られていたが、それが禁じられたのは明治32年からである。この「税務署長の冒険」のモデルとなった事件は大正12年であるから、四半世紀は経っているとはいえ、長い自由醸造の期間に較べれば問題にならない。この当時は、密造などという言葉のない時代に酒を飲み始めた人々が農村社会の指導的立場にいたのである。

明治 32 年ころは日清戦争後の軍国主義、帝国主義的発展の本格的なスタートの時代である。酒税がその財政的裏付けに欠かせないものとなったことは言うまでもない。

ところが、東北地方の庶民、特に村落では濁酒を造ることは、伝統的な習慣であり、一種の文化でもあった。そのことは取り締まる側にもよく認識されていた。昭和 12 年 5 月に仙台税務監督局が作成した『濁酒密造の矯正について』という 30 ページの小冊子から引用してみよう。まず序はこう始まる。

濁酒密造はまことに東北の特殊事象であり且東北農山民の感情、生活等に極めて機微のある重要な問題であります。我等税務側と致しましても決して本問題を税務の一角よりのみ眺めてみる譯ではありません。東北の歴史、経済、文化等の各種の背景、各種の観點あることを重視してゐます。

といい、単に検挙取締のみでなく矯正を図ると述べ、「東北の農家にのみ濁酒の自醸を公許するなど云ふ論」などは執るべきでないと述べている。本文の中でも、なぜ東北地方は濁酒密造が多いか（昭和 11 年の検挙件数は東北 6 県で全国の 88% で、県別では秋田、岩手以下第 6 位まで全てを東北が占めている。）を検討している。そして、それは気候が寒いからでも、交通流通が不便だからでも、貧しいからでもないとした。そして真の原因として次のように述べている。

要するに東北人に古くから自醸自飲の風習があり、それに伝統的の多飲性が結びつき種々の事情で今尚此の悪習を絶つを得ないものと考へられるのであります。即ち東北地方には古くより自家用の酒類を自分で造る風習があつたと云はれ、機を織ることと濁酒を造ることは娘の嫁入の資格と唱へられてゐた程此の風習は深く沁み込んでゐたそうです。

税務当局も背景は理解していたのである。農山村では集落ぐるみ、村ぐるみの取り締まりへの警戒や通報の体制は当たり前のものであったし、濁酒密造で検挙されたり有罪になっても、それを恥や罪とはみなさない、という風潮があつたのである。このことにも先の小冊子は触れていて、（昭和 12 年からみて）以前はそうだったが今はないとしているが、実はそのころはもちろん、第二次大戦後まで、それは続いていた。

賢治が酒に関して、時に禁欲的な姿勢を思わせる作品を描きながらも、他方、人々のささやかな慰安としての飲酒に対しては必ずしも全面否定ということではなかった、といえる。この「税務署長の冒険」に関しても、賢治の酒への禁欲的な姿勢が見られるものとする向きもあるが、それでは賢治の真の意図は読めない。

また、この作品を単なる地方生活風景とみる評者もいるが、そのような単純なものではない。地方の官庁といえども、中央の行政組織の末端である。賢治は、税務署の密造取締まりが、人々に禁酒や節酒をさせるためではなく、人々に税金のとれる酒をたくさん飲ませるためであることを、よく知っているのである。中央政府が使う金を集めるために、税務署は密造を摘発するのである。

したがって、酒の密造事件を扱ったこの作品が、単なる犯罪摘発の話でないのはもちろんであるが、逆に国家権力に対する民衆の抵抗をテーマにした、というような過大な位置づけもある。

まり妥当とは思えないのである。

この「税務署長の冒険」の背景の理解のために諸家のこの密造問題に関する指摘を以下に紹介しておく。

柳田国男(1931)は「主として奥州の最も貧しい田舎」に濁酒密造が行われ、「或は予め罪を着る人を定めて置いて、共同して造って居るといふ話もあり、女や小児までが戦闘のやうな態度を以て、発覚の防止に働くといふ噂も伝はって居る」と書いている。さらに続けて「是が他の点では只の村民であって、殆ど濁酒密造以外の罪を犯し得ない人人だといふことを考えると、単なる寛恕以上に、之を違犯者たらしめる原因も亦尋ねて見なければならなかったのである」と述べている。

藤原隆男(未発表)は、この作品の背景となる当時の酒類密造についての論稿をまとめているが、同氏は、仙台税務監督局(1920)の『東北六県酒類密造矯正沿革誌』などを用いて、明治末から花巻税務署管内では、濁酒ばかりでなく清酒の密造もしだいに増えていたことを明らかにしている。

天沢(1985)は、密造酒という主題を松谷みよ子の文を引用して、《軍国日本の形成、日本資本主義発展のため》に、酒税を取ろうとし、現代民話としての「密造酒の話」ができる、と記している。

堀尾(1979)は、「税務署長の冒険」についての解説にあたり仙台税務監督局(1920)の『東北六県酒類密造矯正沿革誌』を参照し、その中に書かれた濁密のかくし場所の例が、この作品の税務署長の講演の中にも挙げられていることを指摘している。

栗原(1985)は、前述のように大正3年から10年ころの岩手の新聞を調査し、村長の密造とか、取調官を青杉葉を焚き煙攻めにしたとか、あるいは麴室を備えた大規模な密造所とか、の記事を見いだしている。

益田勝美は鼎談(稲田・上田編、1978)の中で賢治と民話の関係について、賢治は伝承された民話の正確なディテールをふんだんに持って、それを全部ばらして、自分のファンタジーの中で再構成している、と述べている。これは、これまで《地方生活風景》譚といわれてきた一群の賢治作品にも、当てはまるのではないだろうか。単一の事件をノンフィクション的に描いたとされていた作品群、例えば「毒蛾」や「化物丁場」や、逆に荒唐無稽のフィクションとされていた、この「税務署長の冒険」などは、実は現代の民話というべき種々の実話とその伝聞を再構成して造られているのである。

III 賢治造語の問題点

1 藤原嘉藤治編作品集所収「税務署長の冒険」の問題—人名の匿名性—

「税務署長の冒険」については、なお多くの論ずべき問題が残されている。なかでも賢治の生前未発表作品が戦前に活字になったもののなかで、『フランドン農学校の豚』と題された短編集(藤原嘉藤治編で昭和18年、東京八雲書店刊)¹⁵⁾は異色の本である。この本は二つの名をもち、表紙や扉には『宮澤賢治作品集』という題が用いられており、目次の前の表題や奥付には『フランドン農学校の豚』の表題が使われている。

この書には三つの特色がある。

その第一は、いわゆる童話集としてではなく、編者の表現によれば「特に中学生以上大人に

相應しいものをと選んだもの」であるとしたことである。第二には編者が宮沢賢治の音楽の友で詩人でもある藤原嘉藤治（草郎）であることであり、第三にはその藤原による興味深い「あとがき」を付して、特に彼の創作地名を含む造語について論じているのが注目されることである。次にこの『宮澤賢治作品集』のなかに収められた「税務署長の冒険」にも、二三の重要な問題がある。それを箇条書きにしてみよう。

- ① 全体が「常体」に統一されていること
- ② 「シラトリキキチ属」が「クロサカリキチ属」に置き換わっていること
- ③ その他、他のテキストとは細かな差異があること、例えば古名刺は「トケイ乾物商サヘタマキチ」となり校本の「トケウ乾物商サヘタコキチ」とは異なるなどである。

筆者は当初これを藤原による手入れであろうと考えたが、現時点では、あるいはもう一編の異稿があったのではないかと考えている。いずれにもせよ、これらの中で小論のテーマと特に関わるのは②の「シラトリキキチ属」が「クロサカリキチ属」になぜ変わったのかの問題である。作中で一か所漢字で「白鳥属」と書いてある箇所も「黒坂属」に代わっている。土地の人にとって、この作品中、唯一はっきりとモデルの特定が容易な「シラトリキキチ属」を伏せることを考えたのは、藤原か、生前の賢治か、それとも他のだれかか、それを解く鍵は現在持ち合わせていない。ただし、藤原があとがきで次のように述べていることは何らかの手掛かりになるかも知れない。

「税務署長の冒険」も面白い。現世相と照し合せても意味がある。一滴の酒も飲まない¹⁶⁾彼の作品である。これも現実の花巻町及び郊外の村落を舞臺としてある。彼にはかういふ面もあつた。たしかに私には、多面體といふ他に彼を形容する言葉を持たない。多色體多音體でもあつた。しかも生々と統一された千手観音であつた。しかしその奥底の統一の生筋或は永却（ママ）に繋がる聖なる紐は、凡友の私には探し當てるべくもなかつた。

森（1988）は藤原を、賢治の唯一無二の親友で「専門の音楽家であることのほかに、詩人でユーモリストで、善良で、愉快この上ない人物」であつたという。それゆえ「税務署長の冒険」の改稿も藤原が行つたとみるのが、一見妥当のようにも思える。

しかしながら、藤原の「現実の花巻町及び郊外の村落」を舞台としている、という書き方からは、彼が真のモデルの地を知らないか、忘れたかのいずれかと思われる。この時、白鳥属負傷事件から約20年が経っており、藤原自身も花巻から東京に職場を変えて8年経過している。白鳥属という実名を用いることに配慮し匿名にしたとすれば、変えたのは（事件を忘れていた？）藤原ではなく、生前賢治自身が行っていた可能性がある。

いずれにしても、白鳥属の名に配慮が必要だつたということは、この小説の中核的な素材が白鳥属負傷事件であつたことを示しているのである。

創作地名にも問題がある。すなわち、この『宮澤賢治作品集』の中の「税務署長の冒険」における「イーハトーヴ」という表記の問題である。賢治は「イーハトヴ」を初期に用いていたが、のちに「イーハトーヴ」の形を多用する。一方、藤原はこの『宮澤賢治作品集』のあとがきには「イーハトーヴォ」と書き、昭和8年10月6日の『岩手日報』によせた「或る日の『宮

澤賢治』には「イーハトヴ」と書いている。したがって現存原稿の「イーハトヴ」を「イーハトーヴ」に変えたのは藤原ではない可能性が高いのである。

これらのことから、現在知られているもの以外に賢治自身の手入れした、より匿名性に配慮した原稿が所在していた可能性が残るのである。

とはいえ、匿名性が賢治造語の役割を解く鍵ではない。彼の造語には、次節で述べる非日常的・幻想的世界への橋渡しとしての性格もあり、それがより重要な役割を果たしているのである。

2 創作地名と景観の連想の問題—非日本的・幻想的性格—

創作地名は景観とどのように結び付くのであろうか。賢治がカタカナの創作地名を作るのは、漢字の地名から連想される日本的な景観ないし風土をイメージすることを回避したいと考えた¹⁷⁾からであろう。いわばバタくさい景観を連想するような創作地名は、例えばトルストイの作品「酒のはじまり」の舞台を連想するようなヨーロッパ的でありながら素朴な、いわば東方的な景観を連想させ、さらに禁酒法時代のアメリカの景観とすら重なるのである。

舞台は確かに花巻とその近郊らしい設定で、しかも酒の密造といういかにもこの地の出来事らしいストーリーである。にもかかわらず、カタカナでしかも非日本的に変形させた地名は、それを超える拡がりをおぼせる効果を果たしている。よく読むと、景観の描写もそれと合致している。「税務署長の冒険」のハーナムキヤの町の風景としては「赤い煙突」のみが登場し、ユグチュモトの山の方には、枯草の三角の丘に雲の影がゆっくりと馳せ、ホークを持ち、首に黒いハンカチを結んだ男が立っているのである。前者には日本の町らしい描写はなく、後者はどうみても日本ばなれした情景で、ロシアかアメリカの風景を彷彿とさせるものである。

賢治がカタカナの創作地名を多用するのは、彼がイーハトヴという非実在の世界をイメージしてからである。人名については「税務署長の冒険」では日本的な名をそのままカタカナにしているが、のちの作品では欧米的ないしはエスペラント風の名が多くなる。

「氷河鼠の毛皮」、「毒蛾」、「税務署長の冒険」など一群の短編が、カタカナ化の初期の段階のものであり、非日本化はまだ徹底していないが、やがて「グスコブドリの伝記」や「ポラーノの広場」、「銀河鉄道の夜」などの長編では、地名・人名ともに非日本的となり、景観は一層非日本的になる。つまり賢治は非日本的な創作地名を使ってゆくとともに、作品の中の景観のイメージをより非日本的なものにしてゆくのである。

「税務署長の冒険」はそのような非日本的な景観の世界へと賢治がイメージを発展させてゆく過程ないし離陸の段階の作品の一つであるといえよう。したがって、賢治の地域イメージの研究は、彼がMental Sketchと呼んだ心象（の描写）であり、それは彼の個性的なMental Mapを解くものとなるはずなのである。

「税務署長の冒険」の舞台が「ユグチュモト村」などの名で呼ばれたとき、それらの土地は、現実の岩手県内のある土地ではなく、賢治の心象中の地域となり、さらに、逮捕された名誉村長と、捕まえた側の税務署長とが、クロモジの香りのよさに頷きあうという、そういう、現実にはありそうもない世界を形成しているのである。

賢治の他の作品から読者が読み取る地域像と、この作品のそれとは、一見、なじまない。イーハトヴは、ユートピアであったり、光と風の溢れる心象世界であったり、トルストイやタゴールの世界と通ずるメルヘンの世界であったり、冷害や貧しさの中で必死に生きる農民の世界で

あったはずであった。それゆえ、この「税務署長の冒険」は、賢治作品の中では異色のように見えるものの、実は「なめとこ山の熊」に見られる捕るものと捕られるものとの関係の話に共通しているものがある。「税務署長の冒険」から、当時の農村地域の一般的共通的なイメージを読み取るということはむしろ不適當で、賢治の個性的な地域イメージでとらえられている、というべきであろう。

筆者は、イーハトヴが岩手県を指すという定説に疑問をもった(米地 1995)。そしてイーハトヴが賢治の心象中で変形し拡大したことを明らかにした。賢治にとってイーハトヴは現実の地名と1対1の対応をなすものではなかったのである。それは重層的で個性的な賢治の内なる心象世界の地名なのであった。そしてユグチュユモトもイーハトヴのどこかにあり、少なくとも和賀郡湯田村と稗貫郡湯口村・湯本村などの地域イメージの重ね合わせや変容を経て造りあげられた、現実には存在しない重層的個性的地名なのである。

賢治が地名に自分の造語の名前を付けたことについて、妙木(1994)は賢治が地域の共同体と外部との境界に立つ足場のない境界人であったと指摘し、「現実には地に足を付けていない彼は、幻想の地名の中に居場所を見つけ、幻想の中では自由に足を地につけていた」と記している。

賢治の創造した幻想の世界は一種の民話のないしは神話的世界である。神話的世界に関して市村(1985, 1996)が、名前が「空間や事物のありかたを決定づけ、それを経験世界へと占有せずにおかない」威力をもつものとし、「名づけることは、『所有する』ことであった」と述べ、さらに「名前が内蔵するこのような固有性を、もっとも顕らかに示すのが神話的世界である。ここでは固有名詞が最大限の威力を発揮している」と述べた。この論述は、賢治の創作地名が、現在、社会の諸方面でキャッチコピー等に多用され、威力?を発揮していることを連想させて、興味深い。

創作地名は、作家が自らの創造した地域の個別性、独自性を主張するために用いられる。したがって、現実に存在する地名を用いた小説等は青山(1985)の行ったように地域イメージをとらえるための素材となりうるかも知れないが、少なくとも賢治の創作地名を用いた作品の場合には適さない。一般の人々が描く地域イメージに、作家の個性的な地域イメージが重ね合わさっていて、分かれ難く、独自の心象世界の景観を描いており、それゆえに優れて賢治的なイメージであるためである。

おわりに—地理学からみた賢治の心象のなかの景観—

地理学にとって文学作品、特にフィクションはどのような意味をもつものであろうか。

「税務署長の冒険」を天沢(1985)は「鮮やかな—《地方生活風景》をとらえたものである」という。ではこれが青山(1985)がいうような、文学作品から《地域のイメージ》を読み取るのに役立つのであろうか。答えは否である。もともと単なる《地方生活風景》ではなく、したがって《地域のイメージ》を読み取ることは難しいのである。

濁密に関わるエピソードの数々を賢治は持っていて、それらの核に白鳥税務属負傷事件を置き、それらを彼のファンタジーの中で再構成したものが、「税務署長の冒険」である。したがって、この種の賢治の作品は青山(1985)が行ったような、広く一般の人々の持つ《地域イメージ》を解明するために用いる、ということには適しない。

つまり、作家の描いた地域イメージを用い、社会一般の人々の持つ地域イメージとして一般化を図るということは、少なくとも賢治の作品の場合には極めて難しい。なぜなら、賢治は外なる社会の人々の持つ地域イメージの断片を再構成し、賢治の内なる独自の世界を構築したからである。作品から地域を読み取るのではなく、地域をいかに作品にしたかが問題なのである。賢治がイーハトヴをはじめ、多くの創作地名を造ったのは、それらを仮名やニックネームなどとして現実の土地の名を言い換えたのではなく、例えモデルのある土地であっても、賢治の造語で呼ばれるとき、それらは賢治の心象の中に広がる独自の地域の一部なのであり、賢治の心象の中の独特の景観をもち、しかも賢治の中でその範囲や景観を変化させてゆく¹⁸⁾ものなのである。

これまで日本の人文主義的な立場をとる地理学者は、ある時代のある地域を描いた作家たちの作品から、当時のその地域に対する一般の人々の持つイメージを引き出すという作業を行ってきた。しかし、少なくとも賢治のような作家は、一般の人々の持つ地域イメージとは異なる、優れてその作家らしい、個性的な地域イメージを持つのである。恩田(1971)をはじめ、賢治研究者は、賢治童話の用語は個性的であると述べ、その例として地名や人名の造語を挙げている。

地理学者にとっては、ある土地に対する一般的、共通的な地域イメージを明らかにする、ということも重要ではあろうが、文学作品の場合、それぞれの作家の個性的で多様な地域イメージをとらえることが、より重要であろう。それは地域イメージなるものの多様性、多面性、多義性などをとらえることに結び付くのである。なかでも賢治はとりわけ個性的な作家であったといえるが、それは彼の文学活動の初期にはそれほど大きな意味はもっていなかった。しかし、この「税務署長の冒険」の執筆のころから、彼の個性的な地域イメージを創作地名を用いつつ描くという営為を、より深めてゆく。そして彼の若すぎる晩年の作品「グスコブドリの伝記」や「ポラーノの広場」あるいは「銀河鉄道の夜」などにおいて、それは一つの頂点に達するのである。

謝辞 岩手県の酒造業や濁酒密造などに関して、岩手大学教育学部藤原隆男教授からご教示をいただいた。記して謝意を表する。

注

- 1) この作品は冒頭の部分が失われているため、賢治自身がどのような題をつけたかは不明である。そのためこの仮称「税務署長の冒険」という題が、従来、一般に用いられて来た。小寺(1984)はむしろ「税務署長の探偵」と仮称するのが妥当と述べている。天沢(1985)が指摘したように、賢治は水原徹(1924)の「税務官吏の失敗」(地元花巻の文芸同人誌「反情」3号、筆者未見)を見ている可能性があり、とすれば、賢治はこれに触発されて、「税務署長の大成功」とでも題するつもりであったかも知れない。なお「反情」2号(大正13年3月発行)には賢治の詩「陽ざしとかれくさ」が掲載されているという。
- 2) この作品は生前未発表のものであり、賢治自身の書き込みによれば、村名を東北風に変えようとしていたらしいので、発表の際にはこの村名は使われなかったかもしれないが、それにしても、

モデルが稗貫郡の湯口村や湯本村とすれば、あからさまに過ぎるのではないだろうか。なお、実は稗貫郡の湯口村や湯本村をモデルと考えたとしても、二つの旧村名からの合成とは限らない。例えば、花巻温泉のある旧湯本村湯本の北東方に（同じく旧湯本村内に）北湯口という地名が別に存在するので、いわばユモト村ユグチということになる。また旧湯口村には鉛温泉や志戸平温泉など多数の温泉があり、地名としては無くとも、それぞれいわゆる湯本ないし湯元があるのでユグチユモトも多数あることになる。

- 3) 賢治作品には鳥の幻想が関わりとする上領（1970）はシラトリを賢治が鳥からの連想で作った姓と考えているようであり、キキチの名前の発音に鳥のさえずりを感じるとか、「属」も生物分類とからめて用いたように解している。また、原編著（1989）『宮沢賢治語彙辞典』は歴史学者白鳥庫吉の名のもしりとも考えられる、としている。もちろん白鳥属が実在したことが事実となったので、これらの深読みや連想は成り立たない。
- 4) 『湯田町史』（1979）などによれば6月1日は「歯がため」あるいは「ムケの朔日」という年中行事で、正月の鏡餅などを干しておいた食べる日であるが、この当時、新暦、旧暦のいずれによっておこなわれていたかは定かでない。
- 5) 「北の輝（てる）」の名は、賢治生誕百年にちなみ、岩手県内の三社が共同企画した石鳥谷町の三工場醸造の酒の名として用いられることとなり、1996年夏から販売されている。ラベルに「宮沢賢治 税務署長の冒険 より」とある。
- 6) 賢治の愛読書「レ・ミゼラブル」の中に、養女の恋人マリウスが入っている共和派の秘密結社が「アベッセ（ABC）の友」という名になっていたし、このころ東京に岩手県での文化講座などを企画する組織が「岩手之友」社という名であったことなども、あるいはヒントになったかも知れない。
- 7) 賢治の短詩集「冬のスケッチ」の中に次のようなコミカルなものがある。

（メキシコの/さぼてんの砂っ原から/向かふを見るとなが見えますか。）

（ポポカテペトル噴火山が見えます。）

（さうです。そんならポポカテペトル噴火山から下の方/を見ると何が見えますか。）

（ポポカテペトル山の上から下を見ますと/主にさぼてんなどが見えます。）

賢治執筆当時、北海道には「北の誉」「北の錦」「北の鶴」「北の天」などの銘柄があり、賢治は大正12年夏の北海道・サハリン旅行で、これらの酒の名を知ったかも知れない。また、当時、和賀郡の二子村の川辺酒造には「北上」、隣県秋田には「光輝」という銘柄があり、これらからヒントを得た可能性もある。また類似の名としては、大正12年7月に盛岡の映画館主が完成、封切りした「岩手の輝」という映画がある。
- 8) この逆のケース、つまり実際に存在する商品名を賢治が創作地名として用いた詩稿「春 水星少女歌劇団一行」の中のセニヨリタス火山の例がある。セニヨリタスは優雅に裾野をひく岩手山を指すもので、スペイン語の淑女の意と解されていたが、実は当時の国産の最もポピュラーな葉巻の商品名で、煙を吐く（噴火する）ことに掛けた賢治造語（米地 1994, 1996a）である。なお、この葉巻の箱に書かれていた名は“SENIORITAS”であるが、米地（1996a）の文「大らかな宮沢賢治を見つけた」には誤植があり、その末尾のSが脱落しているので、この機会に訂正しておきたい。
- 9) 炭焼き小屋は山の中にあるため、濁酒密造の場に用いられた。私も昭和30年ころ、岩手・青森の県境付近での調査の際、道案内の営林署担当区の若い職員とともに、炭焼き小屋毎にそれぞれの主のドブロクを振る舞われたものであった。それはちょうど、賢治の戯曲「種山ヶ原の夜」の中の草刈りの人々（炭焼きでもある）の会話にでてくる「濁り酒のませるづど、よろごんできったきったと呑んで」いたという小林区の斎藤という山役人のようであった。それに反して、地元の道案内人をつけずに山村に入ったときには、何度も税務署員と間違われ、警戒され、時には村

- 中に警報が出る騒ぎになったことすらあった。
- 10) 東京をトウケイと読むのがむしろ一般的だったことについては多くの例証があるが、例えば、1877（明治10）年に作られた新聞の番付『大日本帝國新聞雑誌見立鏡』には『朝野新聞』『報知新聞』など東京の新聞の名の上に、力士の出身地に擬して「トウケイ」と書かれている。（『新聞史資料集成 明治期編7』1995、ゆまに書房、による）
 - 11) なおこのほか、「デンドウイ」の場合は、その末尾にイを付したのには特別な意味があるかも知れない。少しうがった見方ではあるが、岩手県南の方言の「でんどうに」という、あからさまに、という意味の言葉と掛けたためイを付したのではあるまいか。花巻付近は旧南部領の方言で、岩手県南の旧伊達領の方言とは異なるが、賢治は岩手県南もよく知っていたので、これを用いた可能性がある。
 - 12) この部分は藤原嘉藤編『宮澤賢治作品集』では次のようになっている。『「いい句ですなあ」名誉村長が言った。』『「……ですなあ」と一字「あ」が入って、一層のどかでほのぼのとして、少し救われたような雰囲気が終わっている。』
 - 13) 三章までは敬体「でした」調で、四章以下は常体「だった」調になっている。小寺（1984）はこれを意図的なものとしたが、単に別々な時に、それぞれ別な文体で書き、のちに統一する機会がなかっただけと考えるべきである。賢治に何らかの意図があったとすれば、後半の「だった」調に統一しようと考えていたということであろう。藤原嘉藤編『宮澤賢治作品集』では、賢治がすでに統一を行って居たか、他の人が賢治のこのような遺志を察して常体に統一したのであろう。
 - 14) 花巻温泉は、大正12年に生まれたばかりの温泉地であったが、複数の旅館を一つの会社組織のもとにおき、遊園地を配するなど、当時としては斬新なものであった。密造を会社組織で行うなどという奇抜な発想も、あるいはこの温泉地からの連想かも知れない。
 - 15) この書については、管見によれば、生野（1967）の文のほかには、これまであまり取り上げられて論じられたことがないようである。特に藤原嘉藤のあとがきはもっと注目されてよいものと思われる。
 - 16) 「一滴の酒も飲まない」というのは藤原の誇張である。おそらく意識的にこの誇張を用いたらしく、少々茶目な紹介であろう。賢治もある程度、酒を飲んだことについては多くの証言がある。
 - 17) 賢治自身が原稿に加筆したと思われるメモに、「村名等すっかり東北風のこと」とあるそうである。これを一般的、常識的に採れば、東北風とは日本風のことと考えやすいが、果たしてそうであろうか。賢治にとって東北風とは、むしろ非日本風を意味するのではないだろうか。東北風とはむしろ東北ユーラシア風とでもいうべきものではあるまいか。「ユグチュユモト村」対「税務署」の関係とは、東北地方対中央という図式ではなく、東北ユーラシア対日本とでもいうべきものなのである。
 - 18) このことについては、賢治のイーハトヴが、しだいに拡大していったことを示した（米地1995）ほか、サムトリ火山についても、三角形の尖った景観から外輪山を持つものへと変化したこと（米地1993）などを、その例としてあげることができる。

文 献

- 青山宏夫（1985）文学からみた「場所のイメージ」—宮澤賢治「グスコブドリの伝記」を例として—。『理論地理学ノート'85』. 37-44.
- 天沢退二郎（1985）解説。『文庫版 宮澤賢治全集7』. 602-632.
- 市村弘正（1985）「名づけ」の精神史。『みすず』85年5月号、（『増補「名づけ」の精神史』。平凡社ライブラリー、1996、185 p. 所収）

- 稲田浩二・上田正昭編 (1978) 『民話—伝承と創造』。日本放送協会。249 p.
- 入沢康夫ほか (1977) 共同討議 宮澤賢治の童話世界。『ユリイカ臨時増刊』。9-10。84-118.
- 上領國資 (1970) 作品研究「花椰菜」(上)。『賢治研究』。6。1-6.
- 恩田逸夫 (1971) 賢治童話の造語例。『賢治研究』。8。6-7.
- 金子民雄 (1979) 『山と雲の旅 宮沢賢治・童話と詩の舞台』。れんが書房新社。254 p.
- 金子民雄 (1993) 宮沢賢治とアル・カボネ。『学燈』。90-3。22-25.
- 栗原 敦 (1985) 「濁密」事情・「大正十年家出出京」事情—新聞報道から—。『賢治研究』37。26-31.
- 小寺政太郎 (1984) 「税務署長の冒険」考。『賢治研究』。36。1-10.
- 生野幸吉 (1967) 「フランドン農学校の豚」。宮沢賢治全集(筑摩書房)月報。5。1-4.
- 仙台税務監督局 (1937) 『濁酒密造の矯正について』30 p.
- 続橋達雄 (1980) 「税務署長の冒険」。小沢編：賢治童話事典。『別冊国文学』。6。120.
- 続橋達雄 (1986) 賢治童話全作品目録。『国文学 解釈と教材の研究』。31-6。168-178.
- 畑山 博 (1990) 『宮沢賢治幻想辞典』。六興出版。450+5 p.
- 原子朗編著 (1989) 『宮沢賢治語彙辞典』。東京書籍。945+123 p.
- 藤原隆男 (未発表) 賢治の「酒」観について—密造酒問題の歴史的背景を中心として—。岩手史学会 1996 年度報告資料。
- 堀尾青史 (1979) 作品案内。『宮沢賢治童話全集 9』。179-186.
- 森荘巳池 (1988) 『ふれあいの人々 宮澤賢治』。熊谷印刷出版部。218 p.
- 妙木浩之 (1994) 妖怪の音楽—「ことばの結晶化」について—。『ユリイカ』。26-4 (特集宮沢賢治)。196-204.
- 柳田国男 (1931) 『明治大正史 世相篇』。朝日新聞社。同東洋文庫版 (1967 平凡社)。351 p.
- 米地文夫 (1992) 「フィールドワーカー型仏教者」智学・慧海への宮沢賢治の憧憬について。『宮沢賢治学会イーハトーブセンター第 2 回研究発表記録集』。27-33.
- 米地文夫 (1993) 宮沢賢治「グスコブドリの伝記」のサンムトリ火山—モデル・サントリン火山説への疑問と磐梯火山説の提唱—。『宮沢賢治研究 Annual』。3。177-189.
- 米地文夫 (1994) 岩手山の呼び名いろいろ。『岩手日報』。6 月 6 日号。
- 米地文夫 (1995) 宮沢賢治の創作地名「イーハトヴ」の由来と変化に関する地理学的考察。『岩手大学教育学部研究年報』。55-2。45-64.
- 米地文夫 (1996a) 大らかな賢治を見つけた—酒とタバコと発禁本と—。でくのぼう出版編『宮沢賢治の魅力語る』。でくのぼう出版。76-87.
- 米地文夫 (1996b) 宮沢賢治の短編「毒蛾」はいつ、なにを主題に書かれたか。『宮沢賢治学会イーハトーブセンター会報』。12。13-15.
- P (1988) クロモジ。『賢治研究』。47。24.

追記 脱稿後、『税務署長の冒険』を取り上げた次の論文の存在を知った。

佐々木久春 (1984) 『税務署長の冒険』考。萬田・伊藤編『作品論 宮沢賢治』。135-154。双文社出版。

この論文の地名に関する解釈は、ユグチュユモトを《旧湯口村と旧湯本村を一緒にしたもの》とするなど、従来の金子民雄 (1979) らの解釈と変わらない。なお、《トケウの乾物商》と虚偽の名乗りをした《ハーナムキヤの税務署長》を、佐々木 (1984) は短絡的に《「トケウ」の税務署長》とした。そしてこの作品を「トケウ」の税務署長と「イーハトヴ密造会社」との対立の話とし、それを「トケウ」対「イーハトヴ」、東京対岩手県、さらには圧迫者と非圧迫者の関係と読みかえるという、恣意的に曲解した深読みをしている。